

# 企画競争説明書

業務名称：アフリカ地域再エネ民間投資促進アドバイザー業務

調達管理番号：23a00871

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年2月28日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2024年2月28日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域再エネ民間投資促進アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年5月 ～ 2026年5月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

担当者メールアドレス : Kawaguchi.Keiji@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 3月 5日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 3月 6日 12時
3	質問への回答	2024年 3月 11日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 3月 22日 12時
7	評価結果の通知日	2024年 4月 2日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者と

します。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### （1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記4.（3）参照
- 2）提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、  
CC：担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1） 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしてい

ます。

## (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)\_(法人名)\_見積書  
〔例：23a00871\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし

- ④ 添付ファイル：「23a00871\_〇〇株式会社\_見積書」
  - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
  - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
  - ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合  
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイル とし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### （4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開

封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

##### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	渡航計画（4カ国向けに同時並行で、かつ日本を拠点とするアドバイザー業務であることから、成果を上げつつも費用効率の良くなる渡航計画を提案してください。）	第3条2.（2）日本側実施体制



2	各国の特性や現状、広域での融通を踏まえた電源開発政策の目指すべき方向性の仮説とその検証方法及び本件における具体的な活動内容（再エネ民間投資促進よりも上位に位置付けられる電源開発政策に関する活動につき提案してください。）	第3条2.（4）電源開発政策の検討・対象電源
3	現地再委託の活用方法（上記の通り限られた人月のなかで業務従事者の現地渡航期間は制限されることから、現地再委託の効果的な活用方法を提案してください。）	第3条2.（5）現地再委託の活用

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

## 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

別紙「案件概要表」作成時から活動等の内容に変更あり。

(特記仕様書(案)の本紙との記載に齟齬がある場合、本紙での記載が優先される。)

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) 対象国・実施機関

本件はナイジェリア、アンゴラ、ナミビア、ボツワナを対象国とする広域案件である。受注者は第4条業務の内容に記載の通り各国の事情に応じた活動を展開する。各国の実施機関は以下の通り。

ナイジェリア：地方電化庁 (Rural Electrification Agency、REA)

アンゴラ：エネルギー・水省 (Ministry of Energy and Waters、MINEA)

ナミビア：鉱山・エネルギー省 (Ministry of Mines and Energy、MME)

ボツワナ：鉱物・エネルギー省 (Ministry of Minerals and Energy、MME)

#### (2) 日本側実施体制<sup>1</sup>

現地への常駐ではなく、業務従事者は日本に拠点を置きつつ契約期間内に現地渡航を重ねる体制を予定している。各業務従事者の渡航期間が揃っているかについては問わない。

#### (3) 系統種別・電源種別

---

<sup>1</sup> 4カ国向けに同時並行で、かつ日本を拠点とするアドバイザー業務であることから、成果を上げつつも費用効率の良くなる渡航計画を特に具体的に提案してください。

詳細は第4条2. 本業務にかかる事項に記載の通りなるも、系統の観点で取り扱う対象は以下の通り。

ナイジェリア：オフグリッド電源

アンゴラ：系統電源及びオフグリッド電源

ナミビア：系統電源

ボツワナ：系統電源

なお上記オフグリッド電源はミニグリッドのほかソーラーホームシステムを含む。

再生可能エネルギーのうち本件で扱う対象電源は太陽光、風力、水力（水力は系統電源のみ）を原則想定している。ただし優先度が高い他の電源があればこれを扱うことを妨げない。オフグリッド電源に関しては、ハイブリッド発電もここでいう再生可能エネルギーに含めることとする。

#### （4）電源開発政策の検討・対象電源<sup>2</sup>

本件は民間投資を通じた再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギー転換及び電力アクセスの向上を企図しているものであるが、再生可能エネルギーの導入ありきで活動するものではなく、各国の特性や現状、広域での融通を踏まえた電源開発政策（各種開発計画を含む）に関する分析及び助言をまず行い、そのうえで再生可能エネルギーの導入促進に向けた制度・組織体制等の検討や研修等を行う。当該電源開発政策は中長期的な視点と持続可能性を特に重視し、系統電源に関する開発政策を扱うにあたっては、4カ国以外に所在する大水力をはじめとする電力の域内融通の可能性も含めて電源開発政策につき検討のうえ、助言を行う。

#### （5）現地再委託の活用<sup>3</sup>

上記（2）の通り業務従事者が実施機関に常駐することは想定されていないため、渡航期間外におけるフォローアップやその他情報収集及び研修の実施並びにその支援等において、現地再委託を積極的に活用の上で業務を進める。

#### （6）他案件との連携

活動を進めるにあたっては、JICAが並行して実施している他案件と連携することで、より効率的に大きな成果を上げることに努める。詳細は別紙案件概要表における「2.（2）電力セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ」を要参照なるも、特に連携を要する案件として以下が挙げられる。受注者は、JICAを通じてまずこれら案件の業務従事者等と

---

<sup>2</sup> 各国の電源開発政策の目指すべき方向性の仮説とその検証方法及び本件における具体的な活動内容につき特に具体的に提案してください。

<sup>3</sup> 限られた人月のなかで業務従事者の現地渡航期間は制限されることから、現地再委託の効果的な活用方法を提案してください。

連絡を取る。

- ・ 技術協力 ナイジェリア「電力セクター政策アドバイザー」
- ・ 技術協力（可能性検討中） ナイジェリア「分散型再生可能エネルギー電源普及拡大事業（DARES）」
- ・ 技術協力 南部アフリカ地域「パワープール促進のための広域連携強化プロジェクト」
- ・ 円借款（形成中） アンゴラ南部送電系統増強事業

#### （7）他ドナーとの連携

各対象国では、再生可能エネルギーをはじめとする電力分野において多くの他ドナーが活動している。受注者は他ドナーとの情報交換を密に行いつつ、本件の活動が他ドナーの協力と補完関係にあり、効果を最大化することを目指す。別紙案件概要表における「2.（1）他の援助機関の対応」も参照のほか、受注者は案件開始にあたり他ドナーの活動につき情報を収集する。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### （1）プロジェクトの活動に関する業務

##### ① ナイジェリア

（ア）成果1（オフグリッド電化（ミニグリッド、インターコネクテッド・ミニグリッド、ソーラーホームシステム）にあたっての実行計画が体系的に整理される。）に関わる活動

活動1-1：2016年に発表された地方電化実行計画につき、現在の実行状況を評価する。

活動1-2：世界銀行と連携のうえ、2019年に策定した電力マスタープランも参照しつつ、地方電化実行計画の改訂を支援する。

活動1-3：今後導入を開始する都市部におけるインターコネクテッド・ミニグリッドの整備方針を整理する。

（イ）成果2（政府による既往のオフグリッド支援プログラムの評価がなされる。）に関わる活動

活動2-1：既往のオフグリッド支援プログラムに関する情報が整理される。

活動2-2：既往のオフグリッド支援プログラムに関し、費用対インパクトの

分析のもと評価がなされる。

(ウ) 成果3 (民間投資促進を通じたオフグリッド電化の促進に向けて、REAの能力が強化される。) に関わる活動

活動3-1: 既往のREAのデータベースを活用のうえ、ミニグリッド及びソーラーホームシステムの適地選定及び技術標準等に関する能力強化ニーズを確認する。

活動3-2: ミニグリッド及びソーラーホームシステムの事業モデル、キャッシュフロー等に関する能力強化ニーズを確認する。

活動3-3: 上記に基づき人員拡充計画及び研修プログラムを作成する。

活動3-4: 上記プログラムに基づき研修を行う。

## ② アンゴラ

(系統型)

(ア) 成果1 (域内融通の可能性も見据えた中長期的な電源開発の方針が整理される。) に関わる活動

活動1-1: 電力マスタープラン改訂の状況を踏まえつつ、域内融通に関する電力の需給バランスを確認する。

活動1-2: SAPPへの連系線の建設に向けたフィージビリティスタディ及び検討状況を確認する。

活動1-3: SAPPを通じた電力売買にあたっての課題を明らかにする。

活動1-4: 域内融通のシナリオを提示のうえ、電力マスタープランで検討されている中長期的な電源開発の方針に対して助言する。

(イ) 成果2 (再エネ民間投資の促進に向けて、政府・政府機関内での適切なガバナンス・組織体制が明らかになる。) に関わる活動

活動2-1: 再エネ民間投資の案件形成、許認可発行、入札実施、PPA締結、建設・運転のモニタリングに関し、MINEA、RNT、IRSEA等における現在のガバナンス・組織体制を明らかにする。

活動2-2: AfDBを含む他の援助機関により提案されたガバナンス・組織体制を確認し、それらの妥当性及び実現に向けた課題を分析する。

活動2-3: ガバナンス・組織体制の改善に向けて助言する。

(ウ) 成果3 (再エネ民間投資促進にあたっての課題が特定され、改善策が提案される。) に関わる活動

活動3-1: 系統型の再エネ民間投資に関する政府の上位目標と現状のギャップを分析する。

活動3-2：上記ギャップを生んでいる課題を特定する。

活動3-3：上記課題に対する改善策を提案する。

(エ) 成果4（再エネ民間投資の促進に向けて、MINEAを主とした関係機関の能力が強化される。）に関わる活動

活動4-1：電源開発の方針立案やそれを踏まえた民間発電事業管理（許認可発行等を含む）の考え方につき、能力強化のニーズを確認する。

活動4-2：上記に基づき人員拡充計画及び研修プログラムを作成する。

活動4-3：上記プログラムに基づき研修を行う。

(オフグリッド型)

(オ) 成果5（地方電化（系統延伸、ミニグリッド、ソーラーホームシステム）にあたっての戦略が体系的に整理される。）に関わる活動

活動5-1：地方電化に関する現在の実行状況を確認・評価する。

活動5-2：電力セクターにおける政府の開発計画のほか、世界銀行による電カマスタープラン改訂及び地方電化施策の評価を含めた他の援助機関の分析を整理・確認する。

活動5-3：上記確認結果に基づき、地方電化の戦略に関して助言する。

(カ) 成果6（オフグリッド電源における民間参画の促進に向けて、電気料金及び補助金制度を含む持続可能なビジネスモデルが明らかになる。）に関わる活動

活動6-1：既往のオフグリッド事業の形態、電気料金を含むキャッシュフロー、補助金を含む支援制度につき確認する。

活動6-2：オフグリッド電源のビジネスモデルにつき、他国の事例を参照のうえ整理する。

活動6-3：ビジネスモデル構築につき、民間企業との間でワークショップを開催する。

活動6-4：上記を踏まえ、電気料金及び補助金制度を含むオフグリッド電源の持続可能なビジネスモデルにつき助言する。

活動6-5：上記ビジネスモデルに基づき、具体的な案件を例としてF/SIについて助言する。

(キ) 成果7（オフグリッド電源に注力しつつ、地方電化につき簡易的なロードマップを作成する。）に関わる活動

活動7-1：他の援助機関による提案及び5. で整理された戦略、6. で助言された支援制度を含むビジネスモデルを踏まえ、今後実際に取るべき施策を時系列的にまとめる。

活動7-2：世界銀行による分析等を踏まえ、具体的なサイトについても基準とともに優先度を明らかにする。

(ク) 成果 8 (オフグリッド電源における民間投資の促進に向けて、MINEA を主とした関係機関の能力が強化される。) に関わる活動

活動8-1：ロードマップの実現に向けた能力強化のニーズを確認する。

活動8-2：上記に基づき人員拡充計画及び研修プログラムを作成する。

活動8-3：上記プログラムに基づき研修を行う。

### ③ ナミビア

(ア) 成果 1 (域内融通の可能性も見据えた中長期的な電源開発の方針が整理される。) に関わる活動

活動1-1：National Integrated Resource Planの改訂を含む、電力セクターにおける政府の開発計画について確認する。

活動1-2：メガソーラーイニシアチブにおける域内の電力取引に関する市場分析の結果を参照しつつ、中長期的な電力輸出の実現可能性について確認する。

活動1-3：上記確認結果に基づき、中長期的な電源開発の方針に対して助言する。

(イ) 成果 2 (再エネ民間投資促進にあたっての課題が特定され、改善策が提案される。) に関わる活動

活動2-1：再エネ民間投資に関する政府の上位目標及び 1. で助言された電源開発の方針と現状のギャップを分析する。

活動2-2：上記ギャップを生んでいる課題を特定する。

活動2-3：上記課題に対する改善策を提案する。

(ウ) 成果 3 (変動性再エネの導入を見越した系統運用に関する対応方針が整理される。) に関わる活動

活動3-1：出力抑制に加え、大規模蓄電システム、揚水発電、デマンドレスポンス、水素製造といった系統安定に向けた対応の実現可能性を検討する。

活動3-2：上記検討に基づいた簡易的なロードマップを作成する。

(エ) 成果 4 (再エネ民間投資の促進に向けて、MME を主とした関係機関の能力が強化される。) に関わる活動

活動4-1：電源開発の方針立案やそれを踏まえた民間発電事業管理（許認可発行等を含む）の考え方につき、能力強化のニーズを確認する。

活動4-2：変動性再エネの導入を見越した系統運用設備の計画立案を含め、その他能力強化のニーズを確認する。

活動4-3：上記に基づき人員拡充計画及び研修プログラムを作成する。

活動4-4：上記プログラムに基づき研修を行う。

#### ④ ボツワナ

(ア) 成果1 (域内融通の可能性も見据えた中長期的な電源開発の方針が整理される。) に関わる活動

活動1-1：National Energy Policy及びIntegrated Resource Planの実行に関する状況及び内容につき確認する。

活動1-2：メガソーラーイニシアチブにおける域内の電力取引に関する市場分析の結果を参照しつつ、長期的な電力輸出の実現可能性について確認する。

活動1-3：上記確認結果に基づき、中長期的な電源開発の方針に対して助言する。必要に応じて改訂中のNational Energy Policy及びIntegrated Resource Planにフィードバックする。

(イ) 成果2 (再エネ民間投資の促進に向けて、政府・政府機関内での適切なガバナンス・組織体制が明らかになる。) に関わる活動

活動2-1：再エネ民間投資の案件形成、許認可発行、入札実施、PPA締結、建設・運転のモニタリングに関し、MME、BPC、BERA等における現在のガバナンス・組織体制を明らかにする。

活動2-2：AfDBを含む他の援助機関により提案されたガバナンス・組織体制を確認し、それらの妥当性及び実現に向けた課題を分析する。

活動2-3：ガバナンス・組織体制の改善に向けて助言する。

(ウ) 成果3 (再エネ民間投資の促進に向けて、入札制度を含む適切なフレームワークが明らかになる。) に関わる活動

活動3-1：現行の入札制度、PPA雛形及び過去のPPA締結条件に関して確認する。

活動3-2：過去にBERAから許認可が発行されたものの、PPAの締結に時間を要した、あるいはPPAが未締結である案件につき、その要因を確認する。

活動3-3：政府保証の有無を含むPPAにおける官民のリスク分担につき、他国の取り組みを紹介する。

活動3-4：PPAにおける官民のリスク分担を含め、入札制度を含むフレームワ



ークの改善に向けて助言する。

(エ) 成果 4 (その他再エネ民間投資促進にあたっての課題が特定され、改善策が提案される。)に関わる活動

活動4-1: 再エネ民間投資に関する政府の上位目標と現状のギャップを分析する。

活動4-2: 上記ギャップを生んでいる課題を特定する。

活動4-3: 上記課題に対する改善策を提案する。

(オ) 成果 5 (再エネ民間投資の促進に向けて、MME を主とした関係機関の能力が強化される。)に関わる活動

活動5-1: 電源開発の方針立案やそれを踏まえた民間発電事業管理(許認可発行等を含む)の考え方につき、能力強化のニーズを確認する。

活動5-2: AfDBやUSAIDの支援を受けて整備された入札書類等のフレームワークの運用を含め、その他能力強化のニーズを確認する。

活動5-3: 上記に基づき人員拡充計画及び研修プログラムを作成する。

活動5-4: 上記プログラムに基づき研修を行う。

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体: CD-ROM (CD-ROMに格納できないデータについては提出

方法を発注者と協議)

- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では当該項目は適用しない。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン（各国毎に作成）	各国渡航10営業日前	日本語 ・英語	電子データ	
業務進捗報告書（各国毎にモジュールとして作成し、全体総括も記載したもの。各国向けには該当章を切り分けて送付出来る様式とする。）	半年毎	日本語 ・英語・ ポルトガル語（アンゴラ部分のみ）	電子データ	
業務完了報告書（各国毎に作成したものを統合し、全体を総括する内容についても記載）	契約履行期限末日	日本語	製本	5部
			CD-R	5部
		英語	製本	6部
			CD-R	6部
業務完了報告書（各国毎に作成）	契約履行期限末日	日本語	製本	各2部
			CD-R	各2部
		英語	製本	各2部
			CD-R	各2部
		ポルトガル語（アンゴラのみ）	製本	2部
			CD-R	2部

- 業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

## (2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

## (3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

## (4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 成果の達成度
- ⑤ 持続可能性の確保に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) 業務フローチャート
- (イ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ) 人員計画（最終版）
- (エ) 研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (オ) 議事録等
- (カ) その他活動実績

## (5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料（作成する可能性があるものを含む。以下に限らない。）については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 研修・ワークショップ資料
- (2) アンゴラ向けロードマップ等

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

- 本業務では、受注者の裁量により、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への一部業務の再委託を認める。

## 第7条 機材調達

- 本業務では、機材調達を想定していない。

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

**1. 案件名（国名）**

国名：ナイジェリア連邦共和国（ナイジェリア）、アンゴラ共和国（アンゴラ）、  
ナミビア共和国（ナミビア）、ボツワナ共和国（ボツワナ）

案件名：アフリカ再エネ民間投資促進アドバイザー

The Advisor for Promotion of Private Sector Investment in Renewable Energy in Africa

**2. 事業の背景と必要性**

（1）当該国における電力セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

アフリカでは約6億人が電気にアクセスできない状況にあり、各国では様々な電化の取り組みが進んでいるものの、世界銀行によると、人口の急増もあり2030年時点でもなお同程度の人々が未電化状態にあると予測されている。同時に気候変動への対応の必要性から、電力セクターにおいても化石燃料からの脱却が求められている状況にある。

電源に関しては、太陽光、風力及び一部では水力といった再生可能エネルギーのポテンシャルに恵まれている国が多くあるものの、ポテンシャルに比較して実際の発電量は限定的であり、アフリカ全体では2020年では発電量の約8割が化石燃料由来となっている（国際エネルギー機関（IEA）、Africa Energy Outlook 2022）。近年では、水力に加えて太陽光及び風力といった再生可能エネルギーは安価に導入できる電源となってきたおり、地方部の電化においては、電力系統から独立した太陽光や風力によるミニグリッドあるいはソーラーホームシステムが特に有効な場合も見られる。

このように気候変動への対応及び電力アクセス向上に向けて再生可能エネルギーを活用することが有効であるが、各国の政策目標を達成するためには、2030年までに現在の倍以上となる年間2,000億ドル以上の投資がエネルギー分野において必要であり、再生可能エネルギーはその約3分の2を占める必要があるとされる（IEA, Financing Clean Energy in Africa）。かかる膨大な資金ニーズを埋めるためには民間投資の活用が不可欠であり、2022年8月の第8回アフリカ開発会議チュニス宣言においても、エネルギーtransitionに取り組むにあたって民間投資を加速させる必要性が明記されている。

JICAは2020年から2021年にかけて「アフリカ地域における再生可能エネルギーの民間投資促進に係る情報収集・確認調査」を実施し、再生可能エネルギーの民間投資促

進にあたってJICAの支援ニーズの高い国をスクリーニングのうえ、ナイジェリア、アンゴラ、ナミビア、ボツワナの4カ国から要請書を受領した。当該テーマに関する各国の開発の現状・課題及び本事業の位置付けは以下の通り。

#### 1) ナイジェリア

ナイジェリアの発電設備容量は2022年で13GWであり、2021年の発電量に基づく電源構成は、ガスをはじめとする火力が75%、水力が25%となっており、大部分を化石燃料に依存している状況にある（IRENA Energy Profile）。2021年に発表されたNDC（国が決定する貢献、Nationally Determined Contributions）では2030年にBAU（現状趨勢ケース、Business as Usual）比で47%の温室効果ガス排出量削減を目指すとしており、太陽光及び水力を主とした再生可能エネルギーの開発に注力する方針である（Power Sector Recovery Program 2017）。電力分野全体で見ると、2013年に発電部門が民営化され、民間投資による発電所建設が一定程度進んだものの、送電公社による設備投資が進まなかったことによる送電容量の制約等が生じており、最大発電量が需要に追いついていない。

また、世界銀行によると2021年時点での国全体の電化率は59.5%にとどまり、2030年までの電化率100%を目指しているにもかかわらず、2億人を超える人口の大きさもあり未電化人口が大きくなっている。特に地方部においては電化率が26.3%と低く、電力省及び地方電化庁（REA）は2016年にRural Electrification Strategy and Implementation Plan（地方電化実行計画）を策定し、地方電化においてオフグリッド型のミニグリッド及びソーラーホームシステムを活用していく方針を示しており、かかる取り組みを進めるにあたっては、同時に適切な水準の補助金のもと民間投資を活用していくことが必要であるとしている。

電力システムを有している都市部においても、送電容量の制約や非効率的な配電等により電力が安定的に供給されておらず、高価で環境負荷の大きい自家発電への依存が生じている。これに対し、電力供給の不足するタイミングで系統から切り替えの可能なインターコネクテッド・ミニグリッドの整備を進め、かかる際には民間投資を活用する方針が政府により示されている状況である。

地方電化庁はこれまで太陽光を主としたミニグリッド及びソーラーホームシステムの整備に関する入札を実施してきており、援助機関の支援を受けて体制を整備しつつあるものの、ニーズに対して実績は限定的である。加えて、REAを通じて供与された補助金に対する事業成果に関する情報が体系化されていない。

かかる状況下において、今後ナイジェリアが電力システムによらないオフグリッド型（インターコネクテッド・ミニグリッドを含む）の電源開発を進めるにあたっては、

既往の補助金等プログラムに関して適切な評価をしつつ、民間投資を活用しながらも、オフグリッド電源に関する政府の体系的な計画を整理しておく必要がある。加えて、オフグリッド電源の本格導入に向けてREAの能力強化も求められる。

なお、(2) 1) に記載の通りJICAは世界銀行との協調融資によるオフグリッド電化支援を検討中であり、技術協力ポジションが含まれる予定であることから、かかる案件との関係性に留意しつつ本事業を進めることとする。

## 2) アンゴラ

アンゴラの発電設備容量は2022年で6.2GW、電源構成は2021年の発電量で水力が73%、ガス及びディーゼルを含む火力が26%、その他再生可能エネルギーが1%となっている (IRENA Energy Profile)。2018年にJICAが策定した電力マスタープランによると、2020年から2040年にかけて電力需要は3倍以上となることを見込まれており、政府は今後も豊富な水力ポテンシャルを活用した電源開発を志向しつつも、季節変動の大きい水力発電を補完する火力発電についても当面の開発と利活用を継続する計画である。一方で、長期的な化石燃料からの脱却によるエネルギートランジションに向けて、太陽光、風力、バイオマスといった水力以外の再生可能エネルギーの開発を進める方針が示されている状況にある (Angola Energy 2025、Nationally Determined Contribution of Angola)。

アンゴラにおいて、従来は発電会社であるPRODELが全ての発電を担っていたものの、抑制された電気料金や非効率的な事業運営を要因とした発電会社の赤字、並びにそれにより電力供給が政府の補助金に依存する構造を受け、政府は財政負担が直接的に生じない民間資金のIPPによる電源開発に期待を寄せている。一部の大型水力発電所を除き、今後の電源開発において民間投資も活用する方針が示されているもの (Angola Energy 2025)、明確な入札運用のフレームワークがなく事業者が個別に政府と交渉する必要があることもあり、IPPの実績はわずかにとどまっている。

現時点で他国との電力融通はない状況にある一方で、豊富な水力発電由来の電力を南部アフリカパワープール (SAPP) に接続し売電すること、並びに渇水期にSAPPからの買電を活用する可能性を念頭に、ナミビアとの国際連系線のフィージビリティスタディが実施されている。国内で分断された送電網と合わせて整備することで、中長期的に域内融通を通じた電力の安定供給を実現する構想がある (電力マスタープラン)。

また、世界銀行によると2021年時点での国全体の電化率は48.2%にとどまり、地方部においては2018年時点で7.3%となっている。2030年までの電化率100%を目指しているにもかかわらず、直近で大きな状況の改善は見られていない。政府は地方電化の有力な手段として系統延伸に加えて太陽光や小水力等のオフグリッド電源の整備を



掲げており、採算性の確保が難しい領域として政府の役割を認めつつも、今後は民間企業の参画を促進するとしている（Angola Energy 2025、National Strategy for New Renewable Energies）。一方でオフグリッド電源の開発に向けては明確な計画や体系的な制度が整備されていない状況である。

かかる状況下において、今後アンゴラが電源開発を進めるにあたっては、将来的な他国との電力融通の可能性も見据えつつ、国内及び地域内の適切な市場分析に基づく開発方針を検討しておく必要がある。加えて民間投資による再生可能エネルギーの導入を促進するためには、透明性のある入札制度が明確な形で実際に運用されることが重要であり、制度設計や関連書類の整備のみならず関係機関・人材の能力強化も求められる。また、地方電化については系統延伸とオフグリッド電源の活用の在り方に留意しつつ、オフグリッド電源の整備において官民のリスク分担を含む制度設計や関係機関・人材の能力強化が求められる。

### 3) ナミビア

ナミビアの発電設備容量は2020年で624MW、電源構成は2021年の発電量で水力が60%、太陽光が30%、火力が9%、風力が1%となっている（IRENA Energy Profile）。電力需要の半分以上を輸入に頼っていることもあり、周辺国と比較して電気料金が低い状況にある。

一方でナミビアは地域内で有数の再エネポテンシャルを有していることから、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電を中心に今後の電源開発を進める方針を示しており、2021年発表の国家開発計画であるHarambee Plan IIにおいては、アフリカで最初にネットゼロを達成する国家になることを目指すとしている。加えて2028年までに国内の電力需要80%を自国で賄うこととし、将来的にはSAPPを通じて他国に電力を輸出することを目指している。

ナミビアの電力セクターはナミビア電力公社（NamPower）に垂直統合されているものの、政府は電源開発における資金ニーズを民間投資で埋める方針を従前より示している。特に近年ではNational Policy for Independent Power Producersを発表するなど、援助機関の支援も得てIPPに関するフレームワークを整備してきた。2019年にはModified Single Buyerと名付けられた電力取引の制度を導入し、それまで発電事業者にとっての売電先がNamPowerのみであったところ、条件付きで需要家に直接売電することも可能としている。これらの動きもあり、ナミビアにおけるIPPは太陽光発電を中心に実績が積み上がりつつある。

同時に、変動性再エネの導入が進むなかで、電力の安定供給に向けた系統運用の必要性が高まっている。2017年策定のNational Energy Policyにおいても、系統を適切

に管理することで、豊富な変動性再エネのポテンシャルをエネルギー自給及び電源の多様化に更に活用することが出来るとの認識が明記されており、鉱山・エネルギー省（Ministry of Mines and Energy, MME）及びNamPowerからもかかるニーズが別途確認されている。

かかる状況下において、今後ナミビアがIPPによる再エネの更なる導入を促進するにあたっては、域内融通も含めて国内外の電力需給バランスを適切に分析しつつ、系統安定の観点も踏まえながらIPPを適切に管理していくことが求められる。

#### 4) ボツワナ

ボツワナの発電設備容量は2021年で892MW（National Energy Policy）、電源構成は2021年の発電量で火力が99.8%、太陽光が0.2%となっており（IRENA Energy Profile）、自国産の石炭を用いた火力発電を中心にほぼ全てを化石燃料に依存している状況にある。国内の電力供給が需要に追いつかず、2020年では約半分の電力をSAPPを通じて主に南アフリカから輸入しており、輸入電力を調達できない場合には、経済的に非効率なディーゼルのバックアップ電源に頼る構造となっている。

ボツワナはNDCにて、2030年には2010年比で15%の温室効果ガス排出量削減を目指すとしている。豊富な太陽光ポテンシャルを有しており、気候変動への対応、エネルギー自給、エネルギー源の多角化を企図するなかで、2030年までに太陽光発電を中心に国内発電量の15%を再生可能エネルギーによってまかなう方針である。将来的にはSAPPを通じて電力を輸出する構想を掲げており、長期国家目標にあたるVision 2036においては、2036年までに電力の純輸出国になることを目指すとしているものの、長期的なロードマップが明確に示されていない。

National Energy Policy（NEP）及びIntegrated Resource Plan for Electricity for Botswana（IRP）では、太陽光発電を中心として今後の電源開発において民間資金を積極的に活用する意向が示されている。ボツワナの電力セクターはボツワナ電力公社（Botswana Power Corporation, BPC）に垂直統合されており、BPC及び2017年に設立されたエネルギー規制庁（Botswana Energy Regulatory Authority, BERA）を中心としたIPPの入札制度が整備されてはいるものの、政府保証の有無を含む官民のリスク分担や効率的で透明性のある制度の運用に課題があり、IPPの実績は限定的である。

かかる状況下において、今後ボツワナが太陽光をはじめとする再生可能エネルギーを民間投資も通じて導入していくにあたっては、域内融通も含めて国内外の電力需給バランスを適切に分析しつつ、長期的なロードマップのもとIPPを適切に管理していくことが求められる。加えて、透明性のある入札制度が明確な形で実際に運用される

ことが重要であり、制度設計や関連書類の整備のみならず関係機関・人材の能力強化も求められる。

上記の背景から、ナイジェリア、アンゴラ、ナミビア、ボツワナ各国政府から、各国の電源開発における再生可能エネルギーの民間投資促進に向けたアドバイザーの派遣が要請されたもの。なお本事業では各国の事情に鑑み、ナイジェリアではオフグリッド電源、アンゴラでは系統電源のIPP及びオフグリッド電源、ナミビア及びボツワナでは系統電源のIPPを支援の対象とする。

(2) 電力セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

各国向け国別開発協力方針及び国別分析ペーパー（ナイジェリア及びアンゴラのみ）における本事業の位置づけはそれぞれ以下の通りであり、本事業は各国向け同方針に基づき実施されるものである。

#### 1) ナイジェリア

国別開発協力方針（2017年9月）では、「質の高い包摂的な経済・社会開発、社会の安定化の促進」を大目標として掲げており、中目標の「質の高い経済成長のための基盤づくり」において、「経済活動の基礎となる基幹インフラ（特に電力分野）の整備（中略）を支援する。」としている。

また、国別分析ペーパー（2022年12月）では、「地方部のミニグリッド導入を促進し、電力アクセス格差の改善、及び再生可能エネルギーへの転換を推進する。」ことを協力方針の1つとして掲げている。

なお、ナイジェリア向けには2019年にかけて「電力マスタープラン策定プロジェクト」を実施済みである。加えて、現在「ラゴス州及びオグン州送電網整備事業」（円借款）、「ラゴス変電設備緊急復旧・増強計画」（無償）、「配電能力向上プロジェクト」（技術協力）を実施しており、送配電分野の支援に注力している。加えて今後電力政策について広く助言を行う「電力セクター政策アドバイザー」を電力省に派遣予定であるほか、上述の通り世界銀行との協調融資によりオフグリッド電化を支援する「分散型再生可能エネルギー電源普及拡大事業」（円借款）を検討中である。

#### 2) アンゴラ

国別開発協力方針（2017年7月）では、「持続可能な経済開発と人間の安全保障」を大目標として掲げており、中目標の「産業多角化を目的とした経済開発支援」におい

て、「持続可能な経済成長を支える産業政策及び経済・社会インフラ整備を推進する資金協力や技術協力を実施する。」としている。

また、国別分析ペーパー（2023年3月）では、「基礎インフラ整備」の分野につき協力をすすめるにあたり、本件アドバイザーを派遣予定であることを明記している。

なお、アンゴラ向けには2018年にかけて「電力開発計画策定能力向上プロジェクト」を実施しており、同プロジェクトにおいて電力マスタープランを策定済みであるほか、2023年にかけて南部送電系統増強事業に関する協力準備調査（有償）を実施済みであり、円借款案件を形成中である。

### 3) ナミビア

国別開発協力方針（2017年9月）では、「持続的かつ包摂的な経済・社会発展の実現に向けた支援」を大目標として掲げており、中目標の「産業基盤強化」において、「インフラやビジネス環境の整備等、技術協力を中心に産業基盤強化に資する協力を行う。」としている。

なお、ナミビアを対象国の1つとして、2023年度に「グリーン水素・アンモニアの開発と利活用・官民連携の可能性に関する情報収集・確認調査」を実施している。

### 4) ボツワナ

国別開発協力方針（2017年9月）では、「産業の多角化と貧困削減に向けた支援」を大目標として掲げており、中目標の「産業多角化に向けた環境整備」において、「産業多角化に必要な経済インフラ（運輸、情報通信、エネルギー、水資源など）の整備及び持続可能な発展を可能とする環境作りを支援する。」としている。

なお、ボツワナ向けには2023年2月に「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」を調印済みである。民間主導での再生可能エネルギー促進に向けて、同借款の政策マトリクスには、NEP及びIRPの改訂版の閣議承認及び再生可能エネルギーにおける電力購入契約（PPA）の新規締結につき記述されている。

各国向けの上記方針及び位置づけに加え、本事業は課題別事業戦略（JICAグローバル・アジェンダ）「資源・エネルギー」の「アフリカ電力アクセス向上」クラスターに該当するものであり、十分かつ安定的な電力を持続的かつ手ごろな価格で供給（アクセス向上）できる政策・制度の構築に資するものである。また、「エネルギートランジション」クラスターにおいても、低・脱炭素を目指し民間資金による再生可能エネルギーの更なる導入を促進することを掲げており、本事業は民間投資促進を通じて各国のエネルギートランジションの取り組みを後押しするものであることから、かか

る方針に即したクラスターに該当するものである。加えて、「気候変動」の「コベネフィット型気候変動対策」クラスターにも該当する。SDGsにおいては、本事業はゴール7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」およびゴール13「気候変動に具体的な対策を」に貢献する。

### （3）他の援助機関の対応

再生可能エネルギー分野の民間投資促進に関連して、各国向けに他援助機関が実施している取り組みは以下の通り。いずれの国においても、他援助機関の成果を踏まえつつ、実施中の取り組みについては連携のうえで本事業を進める必要がある。

#### 1) ナイジェリア

世界銀行は、ナイジェリアにおける電化率向上に向けて、ハイブリッド発電からなるミニグリッド及びソーラーホームシステムの整備を融資及びグラントで支援している。加えて、民間投資によるオフグリッド電化の促進に向けて、ハイブリッド発電からなるミニグリッド及びソーラーホームシステムの整備に関し、補助金見合いの融資及びグラントで追加的に支援する予定であるほか、地方電化実行計画の改訂支援を準備中である。

AfDBは、世界銀行と同様にハイブリッド発電からなるミニグリッド及びソーラーホームシステムの整備に関し、補助金見合いの融資及びグラントで支援している。加えて、ファンドを通じてミニグリッド事業向けに融資している。

USAIDは、ミニグリッドの需要分析やリスクの分析等を含むベースライン調査、REAの補助金制度の運用の見直し提案及び民間事業者向けのファイナンシャルアドバイザーを実施している。

#### 2) アンゴラ

世界銀行は、首都ルアンダを含む地域における配電網の改修・拡張、中央給電指令所の設立を含む各電力公社の設備の改善、発電公社による設備運用の支援に関する融資を承認済み。また、電化率向上、送電網整備、電力セクターの財務基盤強化を含むインフラ整備等を企図した政策借款について承認済みであるほか、ナミビア北部の水力発電所までを結ぶ国際送電線の調査を実施中。加えて、電力マスタープランの改訂支援を予定している。地方電化についても、系統延伸、ミニグリッド、ソーラーホームシステム等の施策の評価及び地理情報システムを用いたサイトに関するプラットフォームの設立等を支援済み。

AfDBは、IPPIによる更なる再生可能エネルギーの導入に向けて、法規制フレームワ

ークの整備、PPAの雛形や入札書類の整備、IPP入札に関するエネルギー・水省（MINEA）やエネルギー・水サービス規制院（IRSEA）等関係機関の能力強化プログラムを実施済みである。加えて南部の電化率向上等を目的とした北部と南部の間の送電線整備に対する融資を承諾済みであるほか、ナミビア北部の水力発電所までを結ぶ国際送電線への融資を予定している（注）。またオフグリッド電源についても市場分析を実施済み。

USAIDは、発電公社への多額の補助金を見直すべく、料金制度に関する分析及び補助金制度の改善を提案済み。

EUIは、MINEAやIRSEA等とともに発電への民間投資誘致に向けてPPAの雛形を作成済み。

UNDPは、オフグリッドを主として地方電化に関する現状を整理のうえ、財務的支援、関係主体の連携、能力強化、実証も通じたビジネスモデルの開発の必要性につき提言済み。

（注）案件概要表作成後の情報に基づくと、国際送電線への融資は世銀が主体となって検討が進められている模様。一方で引き続きAfDBが関与する可能性はあり。

### 3）ナミビア

世界銀行は、更なる再生可能エネルギーの導入に向けて、太陽光発電及び風力発電のポテンシャル調査、フィージビリティスタディ、個別案件のファイナンシャルアドバイザー、入札手続き等に関するNamPower等関係機関向けの能力強化に取り組む予定。加えて、再生可能エネルギーの導入を見越した電力システムの増強に向けて、融資及びグラントによる南部送電線及び系統接続の大規模蓄電システムの導入を検討しているほか、アンゴラまでを結ぶ国際送電線の調査も実施している。

AfDBは、北部水力発電所とアンゴラを結ぶ国際送電線への融資を予定している（注：同上）。

USAIDは、ナミビア及びボツワナを重点地域として今後最大5GWの太陽光発電を導入するイニシアチブを主導している（メガソーラーイニシアチブ）。個別の対応としては、地域配電会社等による太陽光発電の入札手続きの支援等を実施済みであるほか、ナミビアを含む太陽光発電の広域的な市場調査等について取り組む予定である。

KfWは、系統接続の大規模蓄電システムの導入をグラントで支援しているほか、再生可能エネルギーの導入を含む気候変動対応のための政策借款に調印済みである。

### 4）ボツワナ

世界銀行は、IPPによる太陽光発電並びに風力発電の導入及び蓄電システムの導入に向けて、ポテンシャル調査、個別案件のファイナンシャルアドバイザー、BPCの能

力強化等に取り組む予定である。また、再生可能エネルギーの導入を含む低炭素な経済成長等を企図した政策借款について承認済み。

AfDBは、IRPに沿った再生可能エネルギーの導入に向けて、規制の整理、IPPの導入促進を目的としたグリッドコード、料金制度、許認可に関する調査及び整備に取り組んでいる。

USAIDは、ナミビア及びボツワナを重点地域として今後最大5GWの太陽光発電を導入するイニシアチブを主導している（メガソーラーイニシアチブ）。個別の対応としては、BPCによるIPP入札の実行支援、BERAによる規制及び許認可制度の整備、料金制度の改定を支援したほか、ボツワナを含む太陽光発電の広域的な市場調査等について取り組む予定である。

### 3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地域名：

各国首都のほか、再生可能エネルギー発電サイト（候補地を含む）等を想定（注）。

(注) 渡航禁止地域はプロジェクトサイトに含まない。専門家の渡航予定地に安全管理部長承認地域が含まれることとなった場合、プロジェクトサイトが明確になった段階で、当該変更を反映させた実施計画の変更を行うこととする。

(2) 事業実施期間：

2024年5月～2026年4月を予定（計24カ月）

(3) 事業実施体制：各国の実施機関は以下の通り。その他関係機関とも適宜連携のうえ活動を進めることとする。

1) ナイジェリア：地方電化庁（Rural Electrification Agency）

2) アンゴラ：エネルギー・水省（Ministry of Energy and Waters）

3) ナミビア：鉱山・エネルギー省（Ministry of Mines and Energy）

4) ボツワナ：鉱物・エネルギー省（Ministry of Minerals and Energy）

### 4. 事業の枠組み

(1) 成果

1) ナイジェリア

1. オフグリッド電化（ミニグリッド、インターコネクテッド・ミニグリッド、ソーラーホームシステム）にあたっての実行計画が体系的に整理される。

2. 政府による既往のオフグリッド支援プログラムの評価がなされる。

3. 民間投資促進を通じたオフグリッド電化の促進に向けて、REA の能力が強化される。

## 2) アンゴラ

### (系統型)

1. 域内融通の可能性も見据えた中長期的な電源開発の方針が整理される。
2. 再エネ民間投資の促進に向けて、政府・政府機関内での適切なガバナンス・組織体制が明らかになる。
3. 系統接続型の再エネ民間投資促進にあたっての課題が特定され、改善策が提案される。
4. 再エネ民間投資の促進に向けて、MINEA を主とした関係機関の能力が強化される。

### (オフグリッド型)

5. 地方電化（系統延伸、ミニグリッド、ソーラーホームシステム）にあたっての戦略が体系的に整理される。
6. オフグリッド電源における民間参画の促進に向けて、電気料金及び補助金制度を含む持続可能なビジネスモデルが明らかになる。
7. オフグリッド電源に注力しつつ、地方電化につき簡易的なロードマップを作成する。
8. オフグリッド電源における民間投資の促進に向けて、MINEA を主とした関係機関の能力が強化される。

## 3) ナミビア

1. 域内融通の可能性も見据えた中長期的な電源開発の方針が整理される。
2. 再エネ民間投資促進にあたっての課題が特定され、改善策が提案される。
3. 変動性再エネの導入を見越した系統運用に関する対応方針が整理される。
4. 再エネ民間投資の促進に向けて、MME を主とした関係機関の能力が強化される。

## 4) ボツワナ

1. 域内融通の可能性も見据えた中長期的な電源開発の方針が整理される。
2. 再エネ民間投資の促進に向けて、政府・政府機関内での適切なガバナンス・組織体制が明らかになる。
3. 再エネ民間投資の促進に向けて、入札制度を含む適切なフレームワークが明らかになる。
4. 再エネ民間投資促進にあたっての課題が特定され、改善策が提案される。
5. 再エネ民間投資の促進に向けて、MME を主とした関係機関の能力が強化される。



## (2) 主な活動

### 1) ナイジェリア

1. オフグリッド電化（ミニグリッド、インターコネクテッド・ミニグリッド、ソーラーホームシステム）にあたっての実行計画が体系的に整理される。
  - 1-1. 2016年に発表された地方電化実行計画につき、現在の実行状況を評価する。
  - 1-2. 世界銀行と連携のうえ、2019年に策定した電力マスタープランも参照しつつ、地方電化実行計画の改訂を支援する。
  - 1-3. 今後導入を開始する都市部におけるインターコネクテッド・ミニグリッドの整備方針を整理する。
2. 政府による既往のオフグリッド支援プログラムの評価がなされる。
  - 2-1. 既往のオフグリッド支援プログラムに関する情報が整理される。
  - 2-2. 既往のオフグリッド支援プログラムに関し、費用対インパクトの分析のもと評価がなされる。
3. 民間投資促進を通じたオフグリッド電化の促進に向けて、REA の能力が強化される。
  - 3-1. 既往のREAのデータベースを活用のうえ、ミニグリッド及びソーラーホームシステムの適地選定及び技術標準等に関する能力強化ニーズを確認する。
  - 3-2. ミニグリッド及びソーラーホームシステムの事業モデル、キャッシュフロー等に関する能力強化ニーズを確認する。
  - 3-3. 上記に基づき人員拡充計画及び研修プログラムを作成する。
  - 3-4. 上記プログラムに基づき研修を行う。

### 2) アンゴラ

1. 域内融通の可能性も見据えた中長期的な電源開発の方針が整理される。
  - 1-1. 電力マスタープラン改訂の状況を踏まえつつ、域内融通に関する電力の需給バランスを確認する。
  - 1-2. SAPPへの連系線の建設に向けたフィージビリティスタディ及び検討状況を確認する。
  - 1-3. SAPPを通じた電力売買にあたっての課題を明らかにする。
  - 1-4. 域内融通のシナリオを提示のうえ、電力マスタープランで検討されている中長期的な電源開発の方針に対して助言する。
2. 再エネ民間投資の促進に向けて、政府・政府機関内での適切なガバナンス・

組織体制が明らかになる。

- 2-1. 再エネ民間投資の案件形成、許認可発行、入札実施、PPA締結、建設・運転のモニタリングに関し、MINEA、RNT、IRSEA等における現在のガバナンス・組織体制を明らかにする。
- 2-2. AfDBを含む他の援助機関により提案されたガバナンス・組織体制を確認し、それらの妥当性及び実現に向けた課題を分析する。
- 2-3. ガバナンス・組織体制の改善に向けて助言する。
3. 再エネ民間投資促進にあたっての課題が特定され、改善策が提案される。
  - 3-1. 系統接続型の再エネ民間投資に関する政府の上位目標と現状のギャップを分析する。
  - 3-2. 上記ギャップを生んでいる課題を特定する。
  - 3-3. 上記課題に対する改善策を提案する。
4. 再エネ民間投資の促進に向けて、MINEA を主とした関係機関の能力が強化される。
  - 4-1. 電源開発の方針立案やそれを踏まえた民間発電事業管理（許認可発行等を含む）の考え方につき、能力強化のニーズを確認する。
  - 4-2. 上記に基づき人員拡充計画及び研修プログラムを作成する。
  - 4-3. 上記プログラムに基づき研修を行う。
5. 地方電化（系統延伸、ミニグリッド、ソーラーホームシステム）にあたっての戦略が体系的に整理される。
  - 5-1. 地方電化に関する現在の実行状況を確認・評価する。
  - 5-2. 電力セクターにおける政府の開発計画のほか、世界銀行による電力マスタープラン改訂及び地方電化施策の評価を含めた他の援助機関の分析を整理・確認する。
  - 5-3. 上記確認結果に基づき、地方電化の戦略に関して助言する。
6. オフグリッド電源における民間参画の促進に向けて、電気料金及び補助金制度を含む持続可能なビジネスモデルが明らかになる。
  - 6-1. 既往のオフグリッド事業の形態、電気料金を含むキャッシュフロー、補助金を含む支援制度につき確認する。
  - 6-2. オフグリッド電源のビジネスモデルにつき、他国の事例を参照のうえ整理する。
  - 6-4. ビジネスモデル構築につき、民間企業との間でワークショップを開催する。
  - 6-3. 上記を踏まえ、電気料金及び補助金制度を含むオフグリッド電源の持続

可能なビジネスモデルにつき助言する。

- 6-5. 上記ビジネスモデルに基づき、具体的な案件を例としてF/Sについて助言する。
7. オフグリッド電源に注力しつつ、地方電化につき簡易的なロードマップを作成する。
  - 7-1. 他の援助機関による提案及び5. で整理された戦略、6. で助言された支援制度を含むビジネスモデルを踏まえ、今後実際取るべき施策を時系列的にまとめる。
  - 7-2. 世界銀行による分析等を踏まえ、具体的なサイトについても基準とともに優先度を明らかにする。
8. オフグリッド電源における民間投資の促進に向けて、MINEA を主とした関係機関の能力が強化される。
  - 8-1. ロードマップの実現に向けた能力強化のニーズを確認する。
  - 8-2. 上記に基づき人員拡充計画及び研修プログラムを作成する。
  - 8-3. 上記プログラムに基づき研修を行う。

### 3) ナミビア

1. 域内融通の可能性も見据えた中長期的な電源開発の方針が整理される。
  - 1-1. National Integrated Resource Planの改訂を含む、電力セクターにおける政府の開発計画について確認する。
  - 1-2. メガソーラーイニシアチブにおける域内の電力取引に関する市場分析の結果を参照しつつ、中長期的な電力輸出の実現可能性について確認する。
  - 1-3. 上記確認結果に基づき、中長期的な電源開発の方針に対して助言する。
2. 再エネ民間投資促進にあたっての課題が特定され、改善策が提案される。
  - 2-1. 再エネ民間投資に関する政府の上位目標及び1. で助言された電源開発の方針と現状のギャップを分析する。
  - 2-2. 上記ギャップを生んでいる課題を特定する。
  - 2-3. 上記課題に対する改善策を提案する。
3. 変動性再エネの導入を見越した系統運用に関する対応方針が整理される。
  - 3-1. 出力抑制に加え、大規模蓄電システム、揚水発電、デマンドレスポンス、水素製造といった系統安定に向けた対応の実現可能性を検討する。
  - 3-2. 上記検討に基づいた簡易的なロードマップを作成する。
4. 再エネ民間投資の促進に向けて、MME を主とした関係機関の能力が強化される。

- 4-1. 電源開発の方針立案やそれを踏まえた民間発電事業管理（許認可発行等を含む）の考え方につき、能力強化のニーズを確認する。
- 4-2. 変動性再エネの導入を見越した系統運用設備の計画立案を含め、その他能力強化のニーズを確認する。
- 4-3. 上記に基づき人員拡充計画及び研修プログラムを作成する。
- 4-2. 上記プログラムに基づき研修を行う。

#### 4) ボツワナ

- 1. 域内融通の可能性も見据えた中長期的な電源開発の方針が整理される。
  - 1-1. National Energy Policy及びIntegrated Resource Planの改訂の状況及び内容につき確認する。
  - 1-2. メガソーラーイニシアチブにおける域内の電力取引に関する市場分析の結果を参照しつつ、長期的な電力輸出の実現可能性について確認する。
  - 1-3. 上記確認結果に基づき、中長期的な電源開発の方針に対して助言する。必要に応じて改訂中のNational Energy Policy及びIntegrated Resource Planにフィードバックする。
- 2. 再エネ民間投資の促進に向けて、政府・政府機関内での適切なガバナンス・組織体制が明らかになる。
  - 2-1. 再エネ民間投資の案件形成、許認可発行、入札実施、PPA締結、建設・運転のモニタリングに関し、MME、BPC、BERA等における現在のガバナンス・組織体制を明らかにする。
  - 2-2. AfDBを含む他の援助機関により提案されたガバナンス・組織体制を確認し、それらの妥当性及び実現に向けた課題を分析する。
  - 2-3. ガバナンス・組織体制の改善に向けて助言する。
- 3. 再エネ民間投資の促進に向けて、入札制度を含む適切なフレームワークが明らかになる。
  - 3-1. 現行の入札制度、PPA雛形及び過去のPPA締結条件に関して確認する。
  - 3-2. 過去にBERAから許認可が発行されたものの、PPAの締結に時間を要した、あるいはPPAが未締結である案件につき、その要因を確認する。
  - 3-3. 政府保証の有無を含むPPAにおける官民のリスク分担につき、他国の取り組みを紹介する。
  - 3-4. PPAにおける官民のリスク分担を含め、入札制度を含むフレームワークの改善に向けて助言する。
- 4. その他再エネ民間投資促進にあたっての課題が特定され、改善策が提案され

- る。
- 4－1．再エネ民間投資に関する政府の上位目標と現状のギャップを分析する。
  - 4－2．上記ギャップを生んでいる課題を特定する。
  - 4－3．上記課題に対する改善策を提案する。
- 5．再エネ民間投資の促進に向けて、MME を主とした関係機関の能力が強化される。
- 5－1．電源開発の方針立案やそれを踏まえた民間発電事業管理（許認可発行等を含む）の考え方につき、能力強化のニーズを確認する。
  - 5－2．AfDBやUSAIDの支援を受けて整備された入札書類等のフレームワークの運用を含め、その他能力強化のニーズを確認する。
  - 5－2．上記に基づき人員拡充計画及び研修プログラムを作成する。
  - 5－3．上記プログラムに基づき研修を行う。

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) C/Pのオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/Pとの協働作業を通じて、C/Pがオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後を見据えた持続可能性の確保に向けて、上記C/Pのオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (2) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（本業務実施契約の契約変更等）。なお、目指す成果やワーク・プランの大幅な変更を要する場合は、受注者が変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

## (4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。

- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（5）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

## 2. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

## 3. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、成果の達成度、持続的な効果の発現及び継続に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。



## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：電源開発政策のほか、再生可能エネルギー分野の政策及び当該分野の民間投資に関する計画策定及び技術支援業務（サブサハラアフリカ地域での経験があれば望ましい）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：アフリカ地域（特にナイジェリア、アンゴラ、ナミビア、ボツワナ）

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

本プロジェクトの協力期間は24か月である。2024年5月に契約を締結のうえ、初回渡航は2024年6-7月とすることを想定しているも、JICA及びカウンターパートと協議の上決定する（7月末までに4カ国の初回渡航を終えることを想定している）。なおナイジェリアについては第2章第3条2.（6）他案件との連携に記載の通り、活動期間がDARES案件と大きく重複することは想定しておらず、2025年末頃までの活動とすることを想定しているも、発注者等と協議の上で活動期間及び業務工程につき24か月の範囲内で必要に応じて見直すこととする。

### （2）業務量目途と業務従事者構成案

#### 1）業務量の目途

約 36.95 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、電源開発方針、再エネ政策、IPP政策・制度、電力財務、系統運用、オフグリッド政策・制度の専門性を持つ従事者を含めてください。1人の業務従事者が上記のうち1つ以上の専門性を持つことを想定していません。

#### 2）渡航回数を目途 全47回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。各国への渡航回数の合計の目途を上記としているものの、実際には近隣国への渡航が多くなることから、日本からの1回の渡航で2カ国以上を回ることを想定されています。各国への1回あたりの標準的な滞在期間は2週間程度が想定されますが自由に提案してください。

### （3）現地再委託

第2章第4条2. に記載の業務（政府の方針や開発計画、他ドナーの活動等に関する情報収集、能力強化及び各種業務のフォローアップ等）については、業務対象国・地域

の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

#### （４）配付資料／公開資料等

##### １）公開資料

- アフリカ地域における再生可能エネルギーの民間投資促進に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート

[https://openjicareport.jica.go.jp/670/670\\_400.html](https://openjicareport.jica.go.jp/670/670_400.html)

##### ２）配付資料

- ナイジェリア安全対策措置
- アンゴラ安全対策措置
- ナミビア安全対策措置
- ボツワナ安全対策措置

#### （５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄ポルトガル語）	無（※）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（※）アンゴラでの活動にあたっては原則ポルトガル語が求められるため、英語⇄ポルトガル語の通訳あるいはそれに類する特殊備人費を計上することを認める。

#### （６）安全管理

現地活動中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、各国の日本国大使館、JICA事務所／支所より十分な情報収集を行うとともに、現地活動時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する（※）。また、現地活動中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

安全管理上の理由でナイジェリア及びアンゴラをはじめとする各国での活動について各事務所・支所にて行動規範が設定されているため、必ずJICA安全対策措置を確認す

ること（（４）２）配付資料参照。）。

（※）JICAナイジェリア事務所による安全対策マニュアル（2023年12月）では、一部地域への渡航が禁止されているほか、同国及び他国の一部地域ではJICA在外事務所長承認あるいは安全管理部長承認を渡航条件としているものが多い。

### 3. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （１）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**277,613,000円（税抜）**

なお、定額計上分 21,772,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。

定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	翻訳（ポルトガル語）	第5条 報告書等 業務完了報告書 ポルトガル語（アンゴラのみ）	5,000,000円	業務報告書に関する翻訳費	報告書作成費

2	資料等翻訳費	ポルトガル語への翻訳費	5,000,000円	アンゴラ現地での研修やその他活動において提示する資料に関する翻訳費	一般業務費
3	特殊備人費	武装警官費	450,000円	武装警官のエスコートに要する費用	一般業務費
4	車両関連費	車両借上げ費	11,322,000円	各国における現地車両借上げ費（ナイジェリアにおける特殊車両借上げ費を含む）	一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

1) ナイジェリア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から原則事務所が指定するホテルにのみ宿泊が可能であり、その他のホテルへの宿泊においては事務所の事前承認を得るようにしてください。首都アブジャを含む連邦首都区（FCT）及びラゴス州においては、一律22,300円／泊の調整単価を適用することとします（主な活動予定地のREAはFCT内に位置しています）。また、上記調

整単価を適用する場合には、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

- 2) アンゴラ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からルアンダ市において宿泊可能なホテルを13か所に制限しており、一律37,000円／泊の調整単価を適用することとします。ルアンダ市以外に宿泊の必要がある場合には事務所の事前承認を得るようにしてください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)